

議案第130号

## 静岡市文化財資料館条例の一部改正について

静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市文化財資料館条例の一部を改正する条例

静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表を次のように改める。

特別展示に利用する場合	会議に利用する場合		
	午前9時から午後4時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで
1,650円	820円	820円	1,650円

別表中「920円」を「940円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市文化財資料館条例（以下「新条例」という。）第6条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定にかかわらず、施行日前に入館料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市文化財資料館に入館することができる。

（施行前の準備）

- 4 新条例第6条第3項の規定に基づく静岡市文化財資料館の特別展示室兼会議室の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。